

統計委員会 国民経済計算部会
第7回議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

1. 日時 平成 22 年 1 月 26 日（火） 10:00～11:15

2. 場所 中央合同庁舎 4 号館 4 階 共用第 2 特別会議室

3. 出席者

（委員） 深尾部会長、首藤委員、山本委員、岩本専門委員、宇南山専門委員、菅野専門委員、中村専門委員、野村専門委員、藤井専門委員、宮川専門委員

（審議協力者） チャールズ・ホリオカ大阪大学教授、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省、日本銀行

（内閣府、総務省政策統括官（統計基準担当）） 乾統計委員会担当室長、岩田経済社会総合研究所長、中藤次長、私市総括政策研究官、豊田国民経済計算部長、長谷川企画調査課長、清水企画調査課政策企画調査官、中原分配所得課長、百瀬国民資産課長、會田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官

4. 議 事

- （1） ストックワーキンググループの審議状況について
- （2） 育成資産の推計について
- （3） F I S I Mについて
- （4） その他

○深尾部会長 出席される予定の委員の中でまだ岩本委員が着かれていないんですが、定刻になりましたので、ただいまから「統計委員会 国民経済計算部会」を開会したいと思います。

各委員の出欠状況ですが、井手委員、伊藤委員、高木委員が都合により御欠席です。

本部会の調査審議に御協力いただくために、ホリオカ先生には審議協力をいただいております。また、関係省庁の皆様、日本銀行にもお越しいただいております。

内閣府から統計委員会担当室の乾室長、国民経済計算の作成を担当している経済社会総合研究所の岩田所長、中藤次長以下のメンバーが出席しております。

議事に入る前に、お手元の資料を確認させていただきます。議事次第、座席表、出席者名簿、資料 1～3 を配付しています。もし欠けておりましたら、お知らせください。

御発言される際には、卓上のネームプレートを立てていただいて、立てられた方について順次指名させていただくということにしたいと思います。

それでは、審議に入ります。まずストック統計の整備についてです。先日開催された第 1 回ストックワーキンググループの議事概要の報告をお願いします。高木座長が御欠席ですので、内閣府の百瀬国民資産課長から御説明をお願いします。

○百瀬国民資産課長 それでは、資料 1 に沿いまして、第 1 回ストックワーキンググルー

プの審議状況についての報告をさせていただきます。

先週ですが、1月18日に開かれまして、高木座長以下、御議論、検討をしていただきました。議事に関しましてはそこに3つありますけれども、1つワーキンググループの発足につきましては、内閣府の方からストックワーキンググループについての設置の経緯、今後の予定等の説明を行いました。

これは前回SNA部会第6回のところで設置していただきまして、それを受けての第1回目のワーキンググループという位置づけで、目的等もその紹介を中心にさせていただきました。

2番目の議題で新たな資本統計の整備への取組みについて、内閣府の方から新たな資本統計の整備への取組みについて、現状の作業状況の報告を行いました。

もともとPIMを使った新しいストック統計の整備に取り組むようにという大きな課題がありますので、それに沿ったそれに向けての検討を具体的に進めているというところで、基本的な統計の資料、それを使っての基本的なフレームもある程度できてきているという報告をさせていただきました。

3番目の育成資産の試算値についての点につきましては、後ほど詳しい説明があると思いますけれども、内閣府から育成資産について説明をして、概念、推計方式、推計結果について、その育成資産については了承されました。

自社開発ソフトウェアについては、残された課題があるということで、従業者の自社開発ソフトウェアに係る時間の部分に関してもう少し精査が必要であるという状況ということで、引き続き検討を続けていくということで審議が進みました。

その他としまして、次回のワーキンググループの開催に関しましては、後日進捗状況を見ながら調整をさせていただくということとなりました。

以上でございます。

○深尾部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きストックワーキンググループで了解が得られた育成資産の推計について、今日の議事の2番目になりますが、内閣府の二上研究専門職から御説明をお願いします。

○二上研究専門職 二上でございます。資料2に沿って御説明したいと思います。百瀬からありましたとおり、先般のワーキンググループでこの課題についてもほぼ了解を得られたということでございます。実はこの推計された計数をもって平成17年の基準改定へ対応するというところで、スケジュール上も非常にタイトということで進めてまいったものでございます。

余り時間もないので中身について詳細には述べられませんが、若干復唱してみたいと思います。68SNAから93SNAに変わった項目の中で、この育成資産、いわゆるここに副題を出しておりますけれども、1回限り産出物を生産する動植物等の成長分を仕掛品在庫として推計しよう。正確に言うと、複数回算出するものについても、専門業者であ

ればそれを仕掛品在庫として上げる。具体的には軽種馬というものが対応しますけれども、そういうものを仕掛品在庫として計上しようということでございます。

続いては、68時代に非生産試算であった森林が生産の境界の中に入ってくるということで大きな概念変更があったということでございます。ただ、現行の推計方法をどうしているかということでございますけれども、コモ法で在庫推計をしているわけですが、コモ法は出荷に対して一定の在庫変動率をかけるということをやっております。その在庫変動率をもともとは産業連関表から持ってくるということで、産業連関表がどうやっているかということでございますけれども、出荷したものと成長したものに対するその年の比率をかけるということで、その比率をSNAではずっと援用するというので、ずっとプラスであるとずっとプラスのまま積み上がるという姿になっている。これは余りにも過大推計になる、おかしいだろうということで野村先生等御指導いただき、代替する方法を考えましょうということで、野村先生の方から、ここに日本語は示されておられませんけれども、RIMというものが提案されてそれに野村先生の試算もございまして、それに沿って推計をやり直したということでございます。

RIMは一言で言うと、自然成長分をどう推計するか。それは生産資産と考えれば将来はいずれ出荷されるだろうということでございます。つまり、破棄分があるので、成長分と破棄の差を時系列で積み上げると出荷される。それを逆算しようという考えでございます。パラメーターは時系列で足すと1ということでございます。

ちなみにパラメーターを具体的に試算に沿って推計、調査をやり直したということでございます。パラメーターの結果を表で付けておりますけれども、表を先に見ただけだと、野村先生が推計されたものと若干変わっています。例えばパラメーターとしては育成期間全体に係る破棄率、成長のパターンということがございますけれども、成長のパターンなども野村先生がやられたものと例えば一番下で板のりなどストレートに成長するのではないかと、業界または農林水産省等のヒアリング調査から確定したものでございます。

そういうパラメーターをいろいろ集めたんですけれども、1つ先に言ったとおり、出荷から逆算するというので、現在の在庫分については将来の出荷がなければいけないということで、将来出荷をどうしようかということで、将来出荷については自己回帰モデルによって予測をしたということでございます。

そういうパラメーターとデータを集めて推計したところ、推計結果ということで4ページでございます。当然のことながら、現在の在庫変動率は一貫してプラスが続いておりますけれども、在庫が積み上がるという状況でございますが、今回の試算においては0近傍で変動するということが確認でき、在庫量もほぼ一定で推移している。ストックもなだらかに推移しているということでもっともかなということでございます。

現行の推計とのGDPへの影響でございますけれども、当然ながら現行は過大推計ということで、名目では5,000億程度、実質で7,000億程度減少するという結果になっております。そのグラフを5ページに付けております。

ちなみにこれはあくまでも出荷から逆算しようということで、データとしては成長量そのものはかかれればよろしいんですけれども、そういうデータが得られない。唯一肉用牛という資産について実質ストックベースでデータが得られましたので、ここにはデータは付けておりませんが、その実質ストック量と今回試算した推計量との動きはほとんど同じような動きをしたということで、これはそんなおかしくはないだろうという検証にはなったということでございます。

○深尾部会長 ありがとうございます。

それでは、以上の内閣府の御説明に対して、御質問、御意見がありましたらお願いします。よろしいですか。

どうぞ。

○野村委員 済みません。何もなければコメントです。まず生物資産といえますか、生物をどうやって計上するかという中で、大きく4つあるということだと思えます。1つは何の経済単位によって制度単位によって所有されていないというノンアセットという扱い。これは国民経済計算上にもってこないという扱い。

第2番目は、SNA用語で言えば Non-cultivated biological resources という Non-Produced Assets (非生産資産) としての扱い。所有されているけれども、生産資産としてはみなされないというのが第2番目にあります。

第3番目にはここが今やっております1回限り産出物を生産する育成資産が在庫資産としての扱い。

第4番目が従来もあった fixed asset (固定資産) としての扱いということだと思えます。

93SNAの93JSNAの対応として、②にあった Non-Produced Assets (非生産資産) であったものを丸ごと③である育成資産の方にかなりどんと乗せ変えてきたというのがJSNAで少しやってきた作業であることでございます。

それはさすがに数十兆という単位のもので②から③になりましたから、それはSNA的に見ると少し間違いを含んでいる概念であるということで、今回③の育成資産としての仕掛品在庫としての育成資産の推計をされたということだと思えます。

今回のものができると、今度は一方で、では②の Non-Produced Assets もやはりあるわけありますので、その仕切りがどのような形になるかというところが、また森林も所有されているけれども、生産資産としてはみなされないような、将来的に販売されたり利用されたりすることが想定されていないような資産というものの価値を分離して②の方の補集合のようなものをつくっていくということがプロセスとして必要なのかなと思えます。概念的にはそういう形の中で一歩を進んでいると認識しております。

○深尾部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、育成資産の推計については、当部会で了承が得られたものと思いたいです。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○深尾部会長 次に3番目の議題、F I S I Mについて入りたいと思います。前回の部会において質問、御意見があったことについて、内閣府としての回答をとりまとめていただきましたので、内閣府の中原分配所得課長と清水政策企画調査官から御説明をお願いします。

○中原分配所得課長 それでは、F I S I Mについて御説明させていただきます。資料は3の方になります。今回の資料につきましては、前回の部会で御意見いただきましたものにつきましてまとめたものでございます。

その中で海外について一覧にまとめてほしいということがございましたので、それを3-1の方でまとめております。それ以外の事項につきまして3-2の方でまとめております。

また、前回の部会でお示しさせていただきました私どものF I S I M導入に対する考え方、その資料を参考として資料3の9ページ以降に載せております。適宜ごらんいただければと思います。

それでは、まずF I S I Mに関する海外情勢についてから御説明させていただきます。

○清水政策企画調査官 では、私の方から御説明をさせていただきます。中原課長も申し上げましたとおり、前回の部会におきまして委員の方々からF I S I Mの海外における導入状況及び国際的な議論について資料の形で部会に示してほしいという御発言がございましたので、簡単ではございますが資料をまとめてございます。

文章2枚と図表3枚にまとめてございますので、まず3ページ目、図表1をごらんください。第1点目として、海外諸国のF I S I MのSNA本系列への導入状況ということでございますが、ここではOECD加盟各国のF I S I Mの導入状況について記してございます。

ここ2年の間にシャドーを付しておりますメキシコ、スイス、トルコ、イギリスが導入いたしました結果、今30か国のうちでF I S I Mを導入していないのは我が国日本とニュージーランドのみの2か国になってしまっております。

先進国の中ではイギリスが最後まで検討に難渋しておったわけでございますが、2008年に導入しました結果、主要先進国の中で導入していないのは日本だけという状況になっております。

4ページ目をごらんください。横長になっております。既にF I S I MをSNA本系列に導入している主要5か国の状況をここにお示ししてございます。アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツと並べておりまして、一番右端に日本の今回の案を示しております。

各国とも国際基準を遵守しながら自国の事情に応じて柔軟にいろいろ対応しているということが見て取れるかと思えます。まず対象機関でございますけれども、各国の金融制度に則して決めておりますので、多少の違いはありますが大枠そんな違いはないと思いま

す。勿論、各国預金取扱いの金融機関は対象ですし、公的な金融機関につきましても、アメリカ以外は各国とも導入している。ノンバンクについてはカナダ、イギリスが導入しておりまして、アメリカも導入するという議論が盛り上がってきていると聞いております。

対象資産、負債でございますけれども、これは分かれておりまして、左側のアメリカとカナダが幅広い資産、アメリカでいえば金融資産全体、金融負債全体を入れております。この2か国は93SNAの概念に則して設定をしているということでございます。

右3つのイギリス、フランス、ドイツは貸出・預金に絞るという方針のEU基準に則っておりますので、狭い概念で計上しております。ただ、後ほど申し上げますけれども、08SNAにおいてEU基準を後追いする形で対象金融資産、負債を預金と貸出に絞るという明確な方針が示されましたので、アメリカ、カナダもそういう預金、貸出に絞るという方向で議論がなされるんだろうと見られております。

その下、参照利子率でございますが、これは前回の部会でも御説明いたしましたけれども、各国が苦労しながら運用利子率と調達利子率の間に参照利子率がうまく入るようなものを適宜選んでいるというのが実状かと思えます。アメリカは国債等の金利ですし、カナダは運用調達の間金利、イギリス、フランス、ドイツは基本的にはEU基準でインターバンクレートが推奨されておりますが、イギリスはロンドンという他通貨が取引される国際金融市場を抱えている関係で、各通貨別にレポ・レートを適用しているというところでございます。

最後、実質化の手法でございますけれども、前回の部会の資料にも載せておりますが各国まちまちでございます。アメリカが一番基準の中で推奨されております推量指数を推計しているという対応をしております。ほかはカナダとドイツがCPI総合指数で、イギリス、フランスがGDPデフレーターで実質化をしているという現状でございます。

5ページ目、図表3をごらんください。各国際基準におけるFISIMの定義を比較したものでございます。時系列的には右側からになると思えます。一番右端に93SNAを書いてございます。御案内のとおり、最初にFISIMの計測の基準を示したのはこの93SNAでございますが、なかなか詳細な手続に関する議論が収れんしておりませんでしたので、そのままEUで議論されまして、その左隣のEU基準というものが02年の12月に出された。それに基づきましてEU諸国が導入を進めていったという現状がございまして、このたび08SNAでそれを踏まえた基準が93SNAからリバイズされているという流れでございます。

たくさん書いてございますが、大きなポイントだけ申し上げますけれども、先ほど申し上げましたが、上から3つ目の箱と4つ目の箱、対象金融資産、負債でございます。93SNAでは、幅広い金融資産と負債、ほとんどすべての概念、証券その他も含めた概念をFISIMの対象の資産、負債としておりましたが、EUでは価格コントロールが金融仲介機関ができるものに限定しようという発想から貸出・預金に絞りました。08SNAでは明確に貸出・預金に絞るべきであると明示されましたので、93SNAが変更されているとい

うこととございます。

もう一点でございますが、下から2つ目の箱でございますが、参照利率の概念。こちらはSNAの概念ではかなりあいまいな書き方をしております、一番右端の93SNAでは資金借入れに伴う純粋費用とリスクプレミアムを最大限取り除き、いかなる仲介サービスも含まない率というなかなか抽象的な書きぶりなのですが、インターバンクの貸出レートと中央銀行貸出レートを推奨していたということとございます。

これを受けまして、EU基準では実務的にどうするのかという発想から、金融仲介機関同士の預金貸出金利回りとしまして、インターバンクのレートを推奨しているということとございました。

それを受けた08SNAでは、サービスを含まず預金貸出のリスクと期間構造を反映した金利という抽象的な表現なのでございますが、EU基準以降の議論として、後ほども説明しますが、市場リスクとタームプレミアムというものの控除が議論になり始めた時期でございます、それを多少踏まえた書きぶりになっていると思います。

ただ、インターバンクの貸借レートを推奨しておりますので、やはりインターバンクレートを使うということが基本になっているのかなと思います。

最後でございますが、最近の国際的な議論について御説明したいと思います。お戻りいただきまして、1ページ目の文章をごらんください。真ん中よりやや下の部分「4. FISIMに関する海外での最近の議論」というところでございます。

今、申し上げましたとおり、最近の議論で大きな 이슈 になっておりますのは、FISIMから信用リスクプレミアムとタームプレミアムをどう控除したらいいのか。これが国際的な場で議論になっている2つの大きな話題でございます。

まず信用リスクプレミアムでございますが、どういうものかと申しますと、現在のFISIMの計測方法では信用リスクが高い貸出を行いますとFISIMが増加いたします。ただ、後になって貸出が回収できず不良債権になってもFISIMの計測には影響しない。このようなリスクテイクの結果の利鞘拡大を付加価値として計測してよいものかというものでございます。

2ページ目、タームプレミアムの議論でございます。より短期で資金を調達し、より長期で貸出を行いますと、通常の順イールドの状況を考えますと利鞘が拡大してFISIMが増加します。このような期間の変換活動を金利リスクを取ることを意味しますが、そうした活動を付加価値として計測することでよいのか。こういう極端な話、順イールドのままの貸出を続けていってイールドが逆転してしまうとマイナスになってしまうんですが、それをどう考えるかといった議論だと思います。

こうした議論がどう国際的な場でされてきたかという経緯を簡単にまとめてございますが、08年5月にユーロスタットの国民経済計算ワーキングパーティーにおきまして、ECBからこのような問題が提起されました。更に同じ年の08年9月にOECD金融統計SNA合同ワーキングパーティーにおいて再びECBから同じ問題が提起されまして、このパ

一ティールにおきましてはユーロスタットのF I S I MのタスクフォースをEU諸国だけではなくて、非EU主要国も含む形、なおかつ国際機関を巻き込む形で議論していこうということで合意がなされました。

その後、昨年の夏、09年8月にI S I（国際統計協会）のダーバン総会におきまして、F I S I MのセッションがB E AやE C Bあるいは日本銀行も参加して行われまして、これをもっと国際的な場で議論していくべきだというような合意が形成されていきまして、その後いろんな調整がなされた結果、国際連合、O E C D、I M F、ユーロスタット、E C Bなどが協議いたしまして、今年の春以降、この信用リスクプレミアムとタームプレミアムの扱いについて国際的な場で議論していくということで合意されております。

私どももいろんな形でこうした議論をキャッチアップしつつ、いろんな提言をしつつ参加していくべきだなという意を強くしているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○中原分配所得課長 それでは、続きまして資料3-2の御説明をさせていただきます。前回、御指摘、御意見いただきました事項につきましてまとめたものでございます。

資料の6ページ目、3-2でございます。まず大きな1点目として、F I S I Mの対象、概念といったところにつきましての御意見などがございます。

1点目、今ほどの話と重複しておりますけれども、F I S I MをG D Pに反映されること自体よいと思うが、ハイリスク・ハイリターンの活動を行っている機関ほどマージン率が高くなり、貸出の付加価値が高いということになるがそれでよいのかという御意見でございました。

こちらにつきましては、今ほどの説明のように、信用リスクなどにつきましては現在議論を行っておるところでございます。これについては今後の議論を見守っていきたいということがございまして、我が国でもこの考え方を導入するにはまだ早いのではないかといいことで考えておりますということでございます。

続きまして、対象商品を預金や貸出に限るとしてありますが、より広範な金融商品を含めていた93S N Aと比べて、考えとしては後退していないか。例えば貸出を行っても証券化をしてしまうとF I S I Mでは反映できないといった問題があるのではないかといいことでございます。

御指摘のとおり貸出債権を証券化した場合につきましては、F I S I Mの対象から外れることになっております。実際のところ、これにつきましても国際的な議論は今行われているところもあると聞いておりまして、これで本当にいいのかという問題は今後しっかりと検討しなければいけないだろうと思っております。

しかしながら、今回のF I S I Mの導入の目的の1つに、国際比較の可能性を確保するといった観点がございますので、そういった観点からしましても国際標準をとるといった部分を今回重視させていただきまして、今回の案で導入したいと考えております。

ただ、いずれにしましても、我が国としてこういった証券化をしていく部分というのは

非常に増えてきているといったところは事実であろうと思っておりますので、こういった方向でいくべきではないかという主張などはしていくべきだろうとは考えております。

下段の2つ目の○でございます。参照利子率についてでございますが、参照利子率は預金貸出に注目する場合はインターバンク市場のレートが一番いいのではないかというお話でございました。これにつきましても、先ほど海外の状況のお話をしましたけれども、実際のところとしてはやはりうまいところ、おさまるところを取るといったところを試行錯誤しながらしているといったところで今やっているというのが実状でございます。

ちなみに日本の場合ですと、対賃のレートなどがあると思えますけれども、そちらのレートを見てみますと、預金にしる貸出しる、契約した時点、預金をした時点、貸出を行った時点と対賃のレートの出てくる時点というのがずれているものですから、その時点を何らかの形で調整しないといけないわけですし、その時点を単純に使ってしまうと調達金利と運用金利、その幅から外れてしまうところが出てしまうといった問題が出ております。そういったこともございまして、なかなかそういったレートをそのまま使うというのは難しいという実態もございまして。

続きましてノンバンクについてでございますが、ノンバンクで貸出だけをF I S I Mとして計上する必要があるのか、海外でも金融仲介サービスをしているのかということでございますが、これにつきましても海外のまとめにございまして、各国それぞれの制度面の違いがございまして、英国、カナダでは対象としており、貸出サービスをF I S I Mとして計測しているといった状況でございます。そういったことが日本としても対象とするといったことで考えております。

金融持ち株会社が主流になってきているが、グループ間取引をどのように扱っているかということでございます。グループ間取引といったものに限ったものではございませんが、F I S I M対象機関同士での取引というものについては、F I S I Mが発生しないという取扱いとしてございまして、こういったところで例えばF I S I Mが二重計上とかならないような形というのは考えているといったところでございます。

これ以外の対象機関につきましては、例えば金融仲介機関以外、銀行以外の金融機関の貸出をどう考えるのかという御意見もございましたけれども、こちらにつきましては今回F I S I Mの対象としておりますのが貸出・預金といったものでございまして、こういった貸出・預金の利払い、利子の受け払いにつきましては従来S N Aにおきまして帰属利子としてとらえておりました。すべて中間消費として扱って付加価値に反映しないという状況になっており、例えば収支面という関係でいきますと、財産運用という形で利子の受け払いを評価しているといった状況でございました。

そういった状況のため、金融仲介サービスを行っております銀行の経済活動というものがほとんどが付加価値に反映されないといった問題がございまして、そういったことからF I S I Mというものの考えが導入された。F I S I Mという考えの中で付加価値を生む活動としてとらえようというものが出てきたと考えております。

銀行などの金融仲介機関が行っております事業、サービスといたしますのは、金融仲介そのものでございますので、このサービス、この活動そのものが金融仲介の経済活動であると考えられます。

一方で、それ以外の事業はどういうことかと言いますと、その主たる事業の中で収支を得ておりました、それが経済活動であるにとらえておりますので、そこから貸出金を行っておりますけれども、それは財産収益という形で評価すべきであるといったことで考えておりました、そういった違いがありまして、今回のF I S I Mの対象といたしますのは金融仲介サービスを業として行っているところを対象とするといったことで考えているということでございます。

7ページは、コメントという形でございましたが、公的機関についてでございます。公的金融機関につきましては、制度面から、民間のような市場サービスが成立せず、問題があるのは事実だが、F I S I Mの対象に含める方向で考えるべきであるといった御意見がございました。

確かに公的金融機関といたしますのは、ある程度利益を考えない部分がございますので、なかなか民間と同じようにF I S I Mという形で計測するのは難しいという実態がございます。しかしながら、公的金融機関につきましては、実質的に資金の貸し手と借り手を仲介するサービスを行っているということから、F I S I Mの算出機関としているところでございます。

なお、93 S N Aにおきましても、政府系金融機関につきましては金融機関として位置づけておりますし、海外諸国につきましても先ほどの資料の図表2にまとめてございますけれども、ほとんどの国で公的金融機関についてもF I S I Mの対象としているということでございます。

続きまして、実質化についてでございます。実質化につきましては御意見でございますが、実質化に利用するC P Iについては今般の原油高の状況では輸入価格の上昇の影響があり、G D Pデフレータの父外が顕著になるのではないかと。実質化の違いの影響をもう少し慎重に評価すべきではないかといった御意見。

もう一点、本来、実質化については、金融サービスに係る活動の指標を用いるべきであるが、C P Iで実質化を行うのは最後の手段に考えるといった御意見でございました。

こちらについてでございますが、まず実質化についてもう一度御説明させていただこうかと思っております。実質化のところではございませんが、資料の19ページの参考2のところをごらんいただければと思います。

こちらの方にF I S I Mの算出の考え方の式が載っております、まず国内F I S I Mでございますけれども、国内F I S I Mといたしますのは借り手側のF I S I Mと貸し手側のF I S I Mで計測されるということでございます。借り手側といたしますのは、貸出金の方、貸し手側といたしますのは預金側の方でございます。

この借り手側F I S I Mといたしますのは、その次の式でございますが、貸出残高に運用

利子率と参照利子率の率差をかけたもの。貸し手側 F I S I M といいますのは、預金残高に参照利子率と調達利子率の率差をかけたものでございます。それ以下の利子率の考え方はここで省かせていただきます。

このうちの F I S I M の実質化につきましては、貸し手側、借り手側それぞれごとに行いまして、この残高部分と率差の分を分けて実質化を行うといったこととしております。この率差の部分につきましては、基準年の利子率で固定する。ですから、今回 17 年基準で行いますので、平成 17 年の利子率で固定するといったことで実質化を行います。

一方で、貸出残高、預金残高を預金、貸出の価値が基準年の価値に一致するようという形で実質化するといったことでございます。ここの部分についてどういったもので実質化すればいいかといったところが議論になってくるところでございますが、これについてまとめましたのが別紙 4、資料でいいますと 16 ページでございます。こちらで前回御説明させていただいたところでございます。

F I S I M のデフレータでございますけれども、この 2 つ目のパラグラフの 2 行目のところでございますが、まずこの残高の実質化につきましては、E U 基準につきましては金融部門に関する数量指数を直接推計することが望ましいとされております。

しかしながら、この作成で困難であるといった実態がございますので、その代替措置として名目 F I S I M を適当なデフレータで除して実質値を求めてよいといった状況がございます。

そのデフレータを作成するための総合価格指数として、G D P デフレータ、国内需要デフレータ、消費者物価指数、C P I 総合指数というものが推奨されているといった状況でございます。

実際のところ、アメリカでは数量指数を直接推計してございますが、その他の E U 諸国では G D P デフレータなり C P I 総合指数なりを使っているといった実態がございます。

わが国におきましての状況でございますけれども、まず G D P デフレータ、国内需要デフレータ、C P I 総合指数、何が一番いいかという議論もございますが、その一方で私どもの S N A 全体の推計手順の問題等もございまして、現在の参考試算値におきましては G D P デフレータを使ってやっておりますので、通常で考えればそのまま G D P デフレータという話になるかと思うんですけれども、参考試算値といいますのは、G D P など S N A 全体の推計が終了した後に今は参考試算値の F I S I M をつくっているといったことがございまして、そういったことで G D P デフレータが使われているといったことがございます。

ただ、今回本系列に盛り込むことになると、同時期に F I S I M の推計と全体の推計を行っていないといけないといった問題が出てくる。そういった場合に、うまくいくのかどうかといったところについて私どもいろいろ考えてきたところでございますけれども、まず推計の方法としまして、いろいろ循環推計というか行きつ戻りつという推計が発生してしまいます。そういった問題がありまして、非常に作業的に複雑であるということ、ま

た時間的にも非常にタイトになってくるといったこと等ございます。

実際に今のコモ推計をやっている中で、そのコモ推計の中にうまくはまっていくのかといったところも十分考えなければいけない。公表のときに締め切りというものがございまずので、年度末に出すのに締め切りに間に合わなければいけないといった問題もございまずし、今後QEということになりますと、QEもかなりタイトな日程でやっておりますので、そこへの反映というのを今の段階では非常に難しいのではないかとといったこと。GDPを使うことについて難しいこともありますし、期間的にも危険性をはらんでいるといったことがございます。

そういった観点から、現段階ではGDPデフレーター、国内需要デフレーターといった指標というのは困難だろうといったことで判断しております。そういったことから、CPI総合を今回選択させていただいたといったところでございます。

なお、実際にGDPデフレーターとCPI総合指数で実質化した場合の違いというものは、やはり現在の状況を見ると違いがあるのではないかと御指摘がございました。こちらの方につきましては、17ページにグラフを付けてございますが、確かに若干の違いが出てきているのは事実であろうかと思っておりますが、その違いにつきましては、必ずしも大きなものではないであろうと判断しております。

資料では19年度までということでは付けておりますけれども、数字をとりあえず20年度まで見たところでは、この違いというものが必ずしも拡大しているというわけではないといった状況でございます。

続きまして、国際基準等との関係についてでございます。こちらについては、意見としては大まかに2つございましたが、国際基準（08SNA、EU基準等）これ自体につきましては改善すべき課題があると思われませんが、国際比較可能性を確保するため、我が国でも同基準に沿ってFISIMの推計を行うべきであるという御意見。

もう一点、FISIMの導入における方向性に大きな異存はないが、国際基準ありきでは議論の意味がない。我が国としてどう考えるかということが必要であるといった御意見がございました。

先ほどの冒頭の海外の方の御説明のとおり、主要先進国でFISIMをSNA本系列に導入していないのは我が国のみといった状況で、国際比較可能性を確保する目的から、我が国でもその基準に準拠した今回の推計方法を提案したものでございます。

一方で、預金、貸出の期間に伴う利率差の問題、信用リスクの取扱いなど国際的な議論も進行中であるということ。また、各国とも金融、経済事情に違いがあるため、FISIMの本体系への導入後におきましても、引き続き我が国としてのFISIMの在り方の検討を進めていきたいと思っております。

また、こういった議論につきましては、現在でも国際的な議論が非常に進んでいるところでございますので、我が国としてもその議論には積極的に参画していきたいといった方向で考えております。

そのほかに今回この資料に載せておりませんが、今回F I S I Mの導入につきまして、あらかじめどういうふうになるのかということを知っておくべきであるという御意見がございました。こちらにつきましては、22年度の国民経済計算の年報に参考試算値として掲載することを考えておりますし、また季刊「国民経済計算」というものを発行しております、そちらの方に掲載するといったことなども通じまして、いろいろな面で周知していきたいと考えてきております。

以上、御説明させていただきましたが、今回、御説明させていただいた部分につきましては、F I S I Mの年次推計に関する部分でございます。こちらについて今回御審議いただいているところでございますが、今後、四半期速報（Q E）におきますF I S I Mの推計方法についてもこの部会について御審議いただくということを予定しておりますので、その際にはまたよろしく御審議いただきたいと思いますと思っております。

説明は以上でございます。

○深尾部会長 ありがとうございます。では、内閣府の以上の御説明に対して、御質問、御意見がありましたらどうぞ。

宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 F I S I Mについては素人なんですけれども、私自身は勿論F I S I Mを導入して、国際的に比較可能な形で金融仲介機関の産出量等を計測するような方法を導入することについては賛成なんですけど、日本も経験しましたし、2008年以降の世界経済で、いわゆる貸出債権が不良資産化したときの問題、ここでは信用リスクの高い利子というか、金利の方の問題を取り上げてられるわけなんですけれども、実際に対象とする貸出という部分について、不良債権化した部分というものをどう取扱うかというのはもう既に議論されてこられたのかもしれないんですが、その点について恐らくE Uでも非常に問題になっているかと思うんです。その点をもし検討されているのであれば、その状況も含めて教えていただくとありがたいなと思います。

○清水政策企画調査官 信用リスクの控除につきましては、まだE C Bその他が案を提示している段階で収束は見えていないんですが、聞いたことがある案によりますと、Q Eとかでは使えないんですけれども、1つは事後的に貸出資産が不良債権化して償却した部分から、日銀がつくっている信用コスト率のようなものをかけて控除するという案を聞いたことがございます。

たしかE C Bだったと思いますけれども、大ざっぱかなと個人的には思うんですが、マーケットにおける社債と国債のスプレッドをリスクだとみなして、その率を差し引いてやる。そんな案も掲示されているやに聞いております。

まだ幾つかこれから皆で検討していくという方針になっていますので、いろんな案が出てくるかとは思いますが、今のところ聞いている案は今の2点でございます。

○深尾部会長 菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 ○菅野委員 G D Pを国際比較の場合にはその絶対水準が対象になりますの

で、GDPの内容がほかの国と違うということは誤解を招きかねないので、FISIMを加えるという原則論は正しい方向だと思います。

今、宮川委員からあった信用リスクプレミアムの問題ですが、日本の場合、たしか前回お話があったと記憶していますが、具体的にF I S I Mをどこが一番生産しているかという点、消費者信用の利鞘が大きく、その部分での貸出サイドのF I S I Mが多くなっているという点をどのように考えるか、という問題があるかと思えます。

したがって統計的にこうなりましたということだけでなく、FISIMが生産される背景を御説明いただかないと、誤解を招くのではないかなと思えます。

また、先ほど宮川委員から御質問がありました信用コストに関する点ですが、特に消費者金融の場合、信用リスクの部分が事前的にわかれば一番いいのしょうけれども、やはり事前と事後でかなり違ってきているというのは現実だと思います。後で信用リスクが明らかになった時点で、FISIMの数字が非常に振れてしまうというのもいかなものかなと思えますので、その辺の御検討もひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、四半期系列での扱いについてですが、年次系列上のFISIMは、たしか17ページ辺りに出ているわけですが、こちらで見るとそれほど影響がないように見えます。しかし、これを四半期系列に落とし、年率換算後のベースでみると前期比に影響するのではないかなと思えます。今後、更に作業が進んだ場合に四半期系列への影響もお教えいただきたいと思えます。四半期系列の速報にFISIM入れるとかなり変動が大きくなるような場合には、年次系列のところ、あるいはGDPの確報のところに取り込むような配慮も多分必要なのかなという気がいたしております。

○中原分配所得課長 いろいろ御意見いただきましてありがとうございます。御指摘いただきましたように、消費者信用の部分がF I S I Mが大きくなっているという部分は、ある意味正しくてある意味違う部分もあるといったことがございまして、非常に大ざっぱに言いますと、企業向けの貸出という部分は残高が非常に幅が広い。ただ、その利鞘が非常に狭いといった部分で計測されている。一方で消費者信用というのは残高が少ない、幅は狭いんですけども、利鞘が非常に高いということで、非常にF I S I Mが大きく計測されている。ですから、そこが信用リスクとか関係するのではないかという御議論は当然あると思えますし、そういったことをどうすべきかといったところも考えるべきであろうといったところで私ども十分認識しているといったところでございます。

そういったところも含めて今後もF I S I Mを導入されたらと安心して検討は十分考えていきたいと思っております。

リスクにつきましてはこれ以外にも、家計の消費者につきましてはすべてがリスクというわけではなくて、家計という実状からいろいろなモニタリング関係の費用とか非常に大きくなっていると思えますので、それ以外の企業に対するリスクなどが主な対象になるのかなと思っておりますけれども、そういったものをどういうふうに対処していくかといったことにつきましてもしっかりと考えていきたいと思っております。

あと四半期速報の関係でございますけれども、実際に現在今回試算値でお示ししておりますのが年度の数字でございます、当然これは暦年でつくらないと生産系列の方にいかないものですから、四半期の方にしても現在検討をしております。

そういった検討をしております中で、速報値のQ Eの場合に使える数字は何かといったところを見ておりますと、なかなか利息額というのは年度を終わらないと出てこないといったところがございます、ここも何らかの補助系列を持って延長していかざるを得ないのかなといった部分。

残高面については、日本銀行さんの資金循環統計を主に使っておりますけれども、これも1次Q Eの場合には間に合わないだろうといった問題がございますので、そういったところもどういうふうにしていくのかといったところもございますので、そういった問題等々まとめながら、どういった影響があるかということも含めながら、十分に検討していきたいと思っております。

当然、どのような形で盛り込むかというのは今後この部会の方にお諮りしたいと思っておりますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○深尾部会長 藤井委員、どうぞ。

○藤井委員 質問が1つと願ひが1つです。願ひの方は、9ページで「間接的に計測される金融仲介サービスの導入について（案）」ということで、これで説明をされるということかと思いますが、F I S I Mは私もいろいろ今までも教えていただいているのですが、依然としていろいろテクニカルに、あるいは概念的にわからないところもございます。

今回の整理である程度すっきりされているとは思いますが、例えば3番の参考試算値からの主要変更点ということで、国際動向を踏まえて整理されたとか、概念を整理されたということはそのとおりだと思いますが、できれば具体的に何がどうなったということをも簡潔にわかりやすく内容を記述していただいで、参考試算値もなかなか解釈が難しいと思っ見ている方もいらっしゃるのではないかと思います、今回どこが変わって具体的な数値が過去にさかのぼってどのように変わったかということがわかりやすく伝わるように示していただけるとありがたいと思います。

質問の方は、非常に基本的なことで恐縮ですが、現在、経済活動別のG D Pがあり、その統計では金融仲介活動が日本では6%ちょっと位になっているかと思います。F I S I Mを計測されることになって、後ろの方の数値を拝見していますと大体2%ぐらい動いてくるということで、これがG D Pの増加額となっていますので、単純に考えますと経済活動別の金融仲介が細かい範囲は違うとしても大筋ではその分増加すると理解していいのかどうか、以前F I S I Mの配分という議論もあったかと思いますが、そうではなくて、いろいろ違いがありますということなのかどうか。非常に大ざっぱに言うと経済活動別の金融仲介で生産された分とこちらの関係は6%と2%ぐらいですけれども、どう整理して理解しておくのが大筋の理解としては正しいのか、簡単に教えていただけますとありがたい

です。

○中原分配所得課長 まず後半の方から説明させていただきますと、GDPがこの試算値の方で全体として2%ぐらい増加ということによろしいのでしょうか。FISIMでGDP増加が平成19年度の名目で9兆円、実質で9兆4,700億といった状況でございますけれども、この増加額はまず金融機関そのもののところで増加する部分は当然でございます。それと含めまして、各部門の方で消費した結果生まれるGDPというのもございます。

例えば非生産サービス部門、一般政府とか非営利部門の方が消費した部分というのはコスト積み上げという形になりますので、その分だけコストとして政府部門、非営利部門で消費が増える、コストが増える、そういった結果としてGDPが増えるといった動き。そういった両方が含まれたものがここの動きになっております。

今、経済活動率6%と2%が動くというところの違いについて詳しいものを持っていないものですから、そこの細かいところまで御説明できないんですけども、数字の動きとしてはそういった形で動いているといったところでございます。

○藤井委員 質問の趣旨は、経済活動別のGDPというのがありますね。非常に大ざっぱに言うと、金融仲介という項目があって、たしか6.3%とか、その程度の数字だと思うのですが、それはある意味では産業別の生産活動の様子を示しているということだと思いますが、今回FISIMでGDPが少し増えます。これは、産業別の活動という意味でいえば、金融仲介ということになり、そこに直接大部分が配分される、金融仲介の経済活動別のところが増えますと理解してよろしいのでしょうか。当然先ほどおっしゃられたように、この9兆4,000億円が全部金融仲介部門からではないということかもしれませんが、大きな流れとしてはどう変わってくるのかというところを教えてくださいという趣旨です。

○深尾部会長 どうぞ。

○野村委員 今、調べられているんでしょうけれども、私の感じでは六.数%というものがあれば、それは帰属利子が入っていますので、入った産業別の付加価値が入ってそこから帰属利子は全体として除いて日本のGDPという形に定義されているわけですね。

○藤井委員 帰属利子は今落としていますね。

○野村委員 一度産業別付加価値の方には金融機関に入っていて、1回足して全体のGDPからもう1回帰属利子を引いてというふうになっている。今度その2%分が乗ってきますので、その部分はほぼ帰属利子と同じようなもので六.数%は変わらないのではないのでしょうか。金融機関の持っている付加価値は変わらずに全体のGDPから除くという作業はなくなるということです。

○藤井委員 今は最後に帰属利子を落としているので、その入り繰りを調整して、結果として大きな姿としてそこは変わりませんということなのか、あるいはこれは乗ってくるということなのか、一般的にはわかりにくいように思います。今の参考試算値ではその部分は載せていない、調整されていないのですね、FISIMの系列だけを出していますので。大筋の流れとしてどちらなのかということを知りやすく、今でなくても結構なので

すが、そういったことも含めて後で教えていただくことで結構なのですが、質問です。

○長谷川企画調査課長 まさに野村先生がおっしゃった話でして、結局F I S I Mは帰属リスト、今、推計している帰属利子ということで、帰属利子の取扱いが結局各経済活動別と産業別の、言わばそちらの方に中間投入としてすべて投入されるわけです。ところが実際は、今回の金融仲介サービスというのは、各参入に中間投入されるのみならず最終需要にも当然いつているというところでその配分が変わる。

○藤井委員 配分が変わって最終的にG D Pが9兆4,000億円増えると言っておられるわけですので、その9兆4,000億円が経済活動別に配分されるわけではないのでしょうか。その配分先は主として金融仲介なのかそうではないのかということをお聞きしています。ほかにも御質問がおりますので、テクニカルな話ですから後で教えていただければと思います。

○深尾部会長 どうぞ。

○中村委員 今、加わっている帰属利子に換わって9兆幾らというのが入ってくるということですか。

○企画調査課長 はい。

○私市総括政策研究官 一言で申し上げますと、今は金融機関の受取と支払いの差が全額中間消費に入っています。

○藤井委員 その辺は承知しております。

○私市総括政策研究官 それを今度中間投入と最終消費に分けるわけです。ですから、最終消費になった部分だけG D Pは上がるということによろしいですか。

○藤井委員 では配分は変わらないとおっしゃっているのでしょうか。

○私市総括政策研究官 トータルの配分は今まではわからないとしたんです。

○藤井委員 ですから乗っていないということですね。

○私市総括政策研究官 個別には乗っていなかった。それを今度分けて配分するというのを考えています。

○藤井委員 ですから、配分されて乗るわけですね。

○私市総括政策研究官 そうです。それを目指しています。

○藤井委員 この試算ではそれが乗ったトータルが9兆4,000億円ということですね。

○中原分配所得課長 乗ったトータルがそれでございます。実際に消費自体も制度部門別にそれぞれちゃんとどこの部分が消費するかというのをしっかり推計しております。G D Pに乗ってくる消費の面でいきますと、家計が消費した分と、一般政府と非営利が消費した分。そういった部分が最終消費という形で最終的に乗ってきて、そこで増加した分が9兆4,700億といった金額になっているといったところでございます。

それ以外にも中間消費といった形で各産業でまた入り繰りというのは当然ございますけれども、そういった形で動いております。

○深尾部会長 経済活動、セクター別の生産がどれだけ変わるかというのが知りたいんで

すね。

○植松企画調査課課長補佐 端的に申し上げますと、帰属利子は現在金融で一括控除しているので、帰属利子からF I S I Mに変わると各産業、金融以外の産業は減りますので、全体的に各産業の付加価値は減る。その移った分プラスF I S I Mで付加価値が増えた分は金融に載る。大体そんなようなイメージだと思うんです。

○藤井委員 それは先ほどの説明とは違うように思われますので、どちらですかとうかがっております。ほかにも御意見、御質問があると思いますので、今でなくても結構です。

○国民経済計算部長 済みません、概念を整理した上で一括させていただく方が混乱がないと思いますので。

○国民経済計算部長 済みません、概念を整理した上で一括させていただく方が混乱がないと思いますので。

○深尾部会長 では、経済活動別にGross outputと中間投入と生産がどう変わるかというのを後日整理して報告していただくということにしたいと思います。

中村委員、お願いします。

○中村委員 これは前回も見せていただいたものですが、26ページの最終消費額名目実質の動きを見ますと、これは名目の計算に率差が入っていて、同時にデフレーターについても率差が入っているので、名目の動きをデフレーターが相殺して実質の動きが名目よりは小幅である、安定しているという結果が出ていると思います。

この期間全般については動きが全く逆という点は気になるんですけども、それによろしいんだと思いますが、ただ今日気になったのは、この名目の伸びが大きい昭和60年とか平成13年とか、こういう年について率差を14ページの図2-2で見ると、これらの年については率差はかえって縮まっているように見えるんです。この26ページの名目実質は、反対ではなくてこれでいいんでしょうねという確認だけお願いしたいと思います。

○中原分配所得課長 まず60年の方は、14ページのグラフで言いますと、59~60で見ますとグラフが斜めに動いているものですから見づらいんですけども、59~60では率差は拡大しております。そういった面で名目の消費が拡大でいいのかなと思っております。

一方で13年の方ですけども、13年は財政投融资改革の影響がございまして、公的の方の動きが非常に大きい時期です。14ページ、下の方のグラフを見せていただくとわかるんですけども、預金側の利子率と貸出側の運用利子率の差がここで12年から13年で大きく動いてこれが影響しているといったところでございまして、計測としてはこういった形になってしまったといったこととございます。

○深尾部会長 首藤委員、お願いします。

○首藤委員 この部会の議論の焦点というのは概念の整理と推計方法に関する問題というのが焦点だと思うんですけども、やや外れる質問になるかもしれませんが、時間があるようですので質問させていただきたいのです。この国民経済計算に関してF I S I Mの導入の目的というのは、国際比較の可能性の確保という点が強調されております。

そういう観点から見ますと、3 ページの各国の導入状況のところでは日本はこの 30 か国の中でも最も金融仲介に対する依存度が高い国であろうと思いますけれども、その中でなぜこんなに遅れてしまったのか。ですので、金融統計とか国民経済計算の統計の国際比較の確保という観点でのスタンスというのは一体どうなっていたんだろうか。これほど遅れてしまったのは、どういうことが問題だったのか。是非、今後の統計の整備という点でもお伺いしたいと思っております。

○長谷川企画調査課長　なかなか複雑な経緯があるというのが正直なところですね。1 つは、前回の平成 17 年基準以降、つまり 2005 年のときに 1 つのチャンスだったかなと思っております。実際そのときには既にこちらにいらっしゃる先生何人かの先生も御議論いただいて、今の公表している参考試算値はできているかということですが、やはりまだ推計方法で詰めるべき点がある。先ほど EU の議論がありましたけれども、EU の方でもまだ議論をしていたということもあって、望ましい自信があるところまで議論すべきだと。

安心してしまったかもしれませんが、まずイギリスが導入していなかったとか、そういうようなこともあろうかと思っております。

日本の場合ですと、非常に大きな概念の変更につきましては、5 年ごとの基準改定でしか導入できないということがございます。途中ではなかなか我々の作業体制も整わないものですから、通常ですと西暦でいうと 0 と 5 が付く年をベースにした規準改定を 5 年置きにはやっているということで、その 5 年の間にある意味各国が EU を中心にして一気に導入が進んだというのが正直な話で、今回我々が 17 年基準改定の段階では、多くの国に先を越されてしまったのが実情であると考えております。

我々も何とかキャッチアップということは努力したわけですが、特に F I S I M の問題は非常に哲学的な概念的な議論というのが何十年も議論がありまして、実際に 93 の国連における採択のときにも一番もめにもめた案件でございまして、やはりその整理の段階については各国とも、先ほど説明させていただきましたけれども、各国の統計環境によってそれぞれデフレータの扱いですとかそういうことが入る話ですので、なかなか整理が難しかったということで、我が国でもそういう意味ではどちらかといえば導入に関してはかなり慎重な態度をとったといったところも今回遅れた原因ではなかろうかと思っております。

○深尾部会長　野村委員、どうぞ。

○野村委員　1 つ質問があるんです。15 ページ目でノンバンクの取扱いです。別紙 3 です。まさにここに書かれておりますように対処方法として①と②がある。①を選択します。そのときの F I S I M の算出機関同士の取引でも F I S I M が発生しないとされていることからという根拠になると思うんです。預金取扱い機関の中での取引というのはそういう形で取り扱うというのはどこかで線引きをしないといけなくなると思うんですが、ノンバンクの場合は S N A から少し越えているインプット、アウトプットのリレーションズというか、内容表をつくりましょうといったときには中間投入としての B の部分を描くという②

の選択肢に書かれている方が合理的なインプットとアウトプット。そのアウトプットをみなすためには何かのインプットあるいはキャピタルの保有かもしれませんが、資産なりを持っていてそれがアウトプットをみなすという関係性を描くには、②の方がノンバンクに関しては望ましいようにも感じられるんですが、現状としても両方の推計ができるということなのかをお聞きしたい。

もしそうだとしたら、②ではなく①を選択するということがもう少し検討の余地があるのかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。事情を教えてくださいと思います。

○中原分配所得課長 まず推計手順としては、このBの部分を把握することは可能と考えております。ただ、ここはもう実際上きめの問題というのもございますし、分析上どちらがいいかという観点は当然あるかと思えますけれども、各国の状況を見ましてもこういったお金の流れのところにF I S I Mが発生しない扱いとしているといった事例が非常に多いというか、そういった事例ばかりという状況でございましたので、こういった方法をとったといったところでございます。

○野村委員 もし仮に1歩進めるとしたときに、現状がそうなっている国が多いのかもしれませんが、私も調べていないんですけれども、例えばノンバンクを入れる国、ノンバンクは機能的に大きな役割を担っていく国において、産業連関表を構築しましょうと。これはいずれI Oの系統の基本表の形成にも影響するんでしょうけれども、そのときには中間投入を入れていくという方が正しい見方のように感じられるように思うんです。

ですので、国際的なスタンダードなエクササイズみたいなものが現状そこにあるとしても、将来的にはもしかしたら②の方に向かうのではないかなという感覚が私にはありますけれども、ほかの国がどうなっているか、カナダ等でも①になっていましたでしょうか。I O表のチェックをされていませんか。

○中原分配所得課長 済みません、チェックしているのはほとんどヨーロッパだったものですから、カナダはよくわからなかったんですけれども、確かに御指摘のとおりどれだけ部門を細かく見ていくかということによって、②の方で中間消費とした方がいいという考え方は出てくると思っておりますけれども、一方で1つ大きな問題がございまして、ノンバンクの推計方法をどうするかという問題がございまして、非常にノンバンクは資料が少ない中で推計しているところがございます。そういった観点を含めて検討するのも必要かなと思いますが、いずれにしましても分析上の観点からどちらがいいかということは海外にこだわらず、我が国としてどちらがいいかというところを考えていいと思っています。

実際に中間消費してしまえばGDPの影響は出てきませんので、そういったことで検討するということは十分あり得ると考えております。ただ、今回はこれをお願いさせていただければと思います。

○清水政策企画調査官 補足させていただきますが、カナダはヒアリングで聞きに行ったところ、運用利率ー調達利率でやっているということですので、私どもの方法と同じアプローチになっています。

○深尾部会長 ほかによろしいですか。では、いろんな御指摘をいただきました。1つは信用リスクで不良債権の問題を含めてどうするか。これは中長期的に考えていくということかと思えます。

あと、導入の説明についてもっと詳しく、例えば参考試算値からどういう点が変わったかとか、経済活動別でどのセクターの Gross output で中間投入や実質生産がどう変わるかということ。

四半期速報について、これは今後更に検討していくことですから、その問題。

なぜ遅れたのかの反省の問題。

IO表との関連をどう考えるかという問題等御指摘があったと思いますが、F I S I Mの年次推計への導入についてはかなり議論が出尽くしていたと思いますので、内閣府の案により当部会で了解が得られたものとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○深尾部会長 先ほどもお話ししましたように、四半期速報(QE)におけるF I S I Mの推計方法については、内閣府において今後推計を進めていただき、当部会で審議することとしたいと思います。

これで3番目の予定議題は終わりました。その他なんですが、次回の日程については、後日事務局から調整させていただければ幸いです。これで国民経済計算部会を終了します。

どうもありがとうございました。